

学校いじめ防止基本方針

茂原市立本納中学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

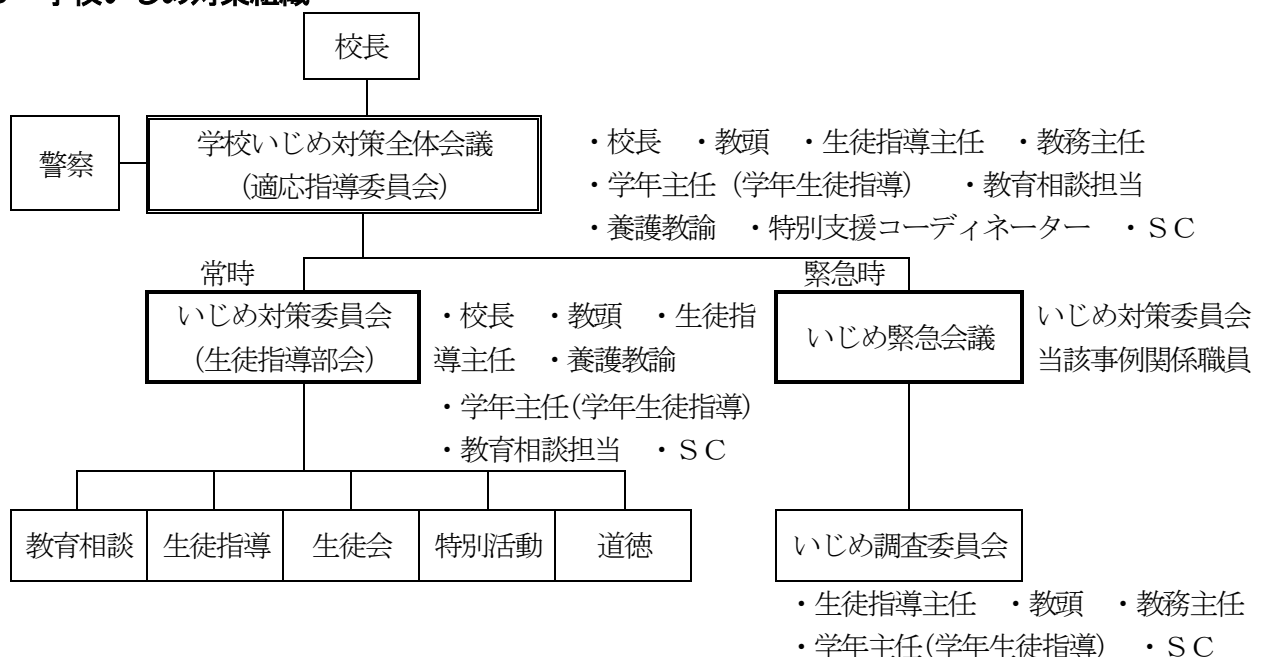
※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 基本方針

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、本納中学校の教職員の意見、及び生徒・保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- (2) いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- (3) いじめの未然防止にあたっては、生徒と教職員の信頼関係の基に、道徳教育や特別活動等による人権意識や思いやりの心の育成に努める。
- (4) 言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- (5) いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- (6) いじめ防止に対する具体的な方策については、生徒や保護者に取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

3 学校いじめ対策組織



4 いじめ防止に対する取り組み

(1) 未然防止

- ①生徒には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ②保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だよりで、いじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ③「いじめ防止啓発強化月間（4月）」（県条例第16条第2項）において、生徒の主体的な活動、教育相談体制の充実、保護者への啓発活動等の取組を行う。
- ④「いのちを大切に作るキャンペーン」「いじめゼロ宣言」等、生徒会活動の充実を図り、生徒が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑤いじめを題材としたDVD教材を道徳科において活用するなど、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。
- ⑥特別活動の充実により、人間関係形成能力を育成する。
- ⑦教職員の言葉が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように十分に配慮する。
- ⑧生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- ⑨「いじめ対策委員会」を月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見のための取り組み

ア アンケート調査や面談等

- ① 6月・10月・1月の年間3回、教育相談におけるアンケート調査を行う。
 - ※長期休暇明けに「生活状況調査」を行う。
- ②アンケート調査をもとに、担任（6月・1月）、希望する教職員（10月）の教育相談を行う。
- ③保護者との面談（7月、12月）の際には、いじめに関する内容を盛り込む。

イ いじめの相談や通報等

- ①学校における相談窓口は、教頭（生徒指導主任）とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- ②「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「はなす勇氣」の啓発を行う。

ウ その他

- ①担任を中心として、日常での生徒の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- ②生活ノートの活用により、生徒がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。
- ③相談室前に「相談箱」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- ④いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
- ⑤外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

茂原市教育委員会学校教育課	20-1558
茂原市青少年指導センター	22-4466
東上総教育事務所相談室	23-4460
千葉県警察外房地区少年センター	22-3741
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉いのちの電話	043-227-3900

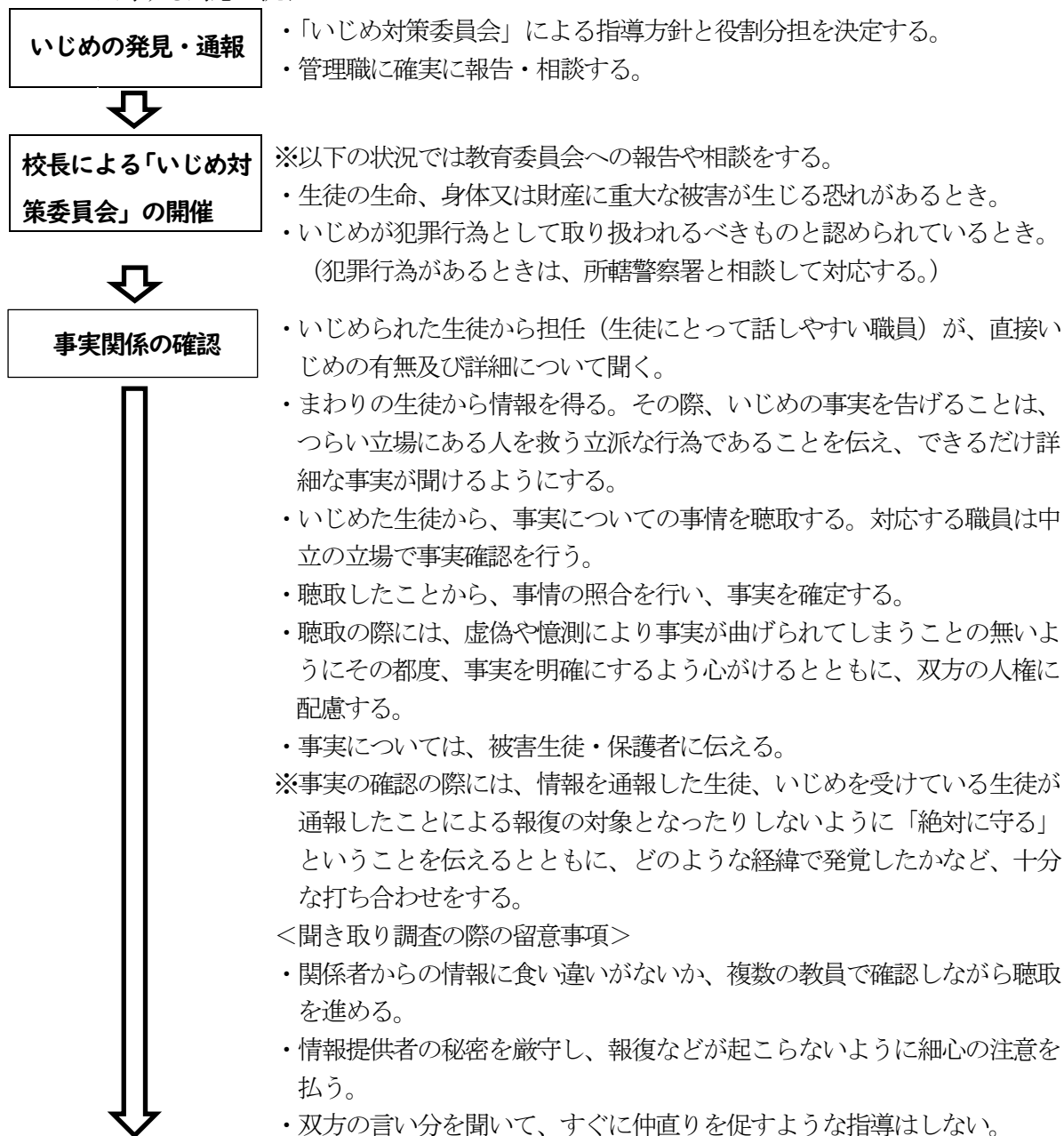
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
千葉県警察少年センター（ヤング・テレホン）	0120-783-497
子どもの人権110番	0120-007-110

(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- ①いじめ被害生徒のケアを最優先とするが、被害生徒、加害生徒ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。
- ②いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ③いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ④いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。
- ⑤所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- ⑥いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ



いじめられた生徒のケア

- ・いじめを受けた生徒が通常の学校生活に戻れるよう、いじめ対策委員会等で方針と分担を決める。
 - ・必要に応じて、スクールカウンセラーの対応、別室登校等の策を講じる。
 - ・保護者への報告をしっかりと行う。
 - ・「君にも原因がある」「頑張れ」等という指導や安易な励ましはしない。
 - ・転校の意志がある場合にはその説明をするとともに、相談に応じる。
 - ・「あなたが悪いのではない」とはっきり伝える。
- ※教育委員会の調査が必要な場合が生じたときは、教育委員会と相談する。
※解決を見たからといって、全て終わりにするのではなく、長期的に当該生徒の学校生活の安定化に向けて、声かけや見守りを行って行く。解決後最低でも**3か月**は支援体制を続ける。

いじめた生徒の指導 保護者への助言

- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
 - ・いじめは、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・いじめは、人として許されない行為であることを自覚させる。
 - ・いじめを生んだ生徒の背景にも目を向け、加害生徒の人格の発達や自己実現に向けて、学校生活や家庭での生活における目標を持たせるようにする。
 - ・必要に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察経験者など外部の専門家の協力を得るようにする。
 - ・確認した事実を迅速に保護者に伝え、事実に関する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して今後の対応ができるように保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うようにする。
 - ・場合によっては、学校教育法第35条に示された出席停止の措置について、教育委員会と相談をする。
- ※加害側の生徒に疎外感や孤立感を与えないことを配慮することも必要。

いじめが起きた集団への対応

- ・はやし立てるなど、同調していた生徒には、それらの行為がいじめに加担することであることを理解させる。
 - ・見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- ※個々の事例にかかわる集団だけでなく、学級・学校全体としてもいじめを許す状況なのかを判断し、改善をしていくことが大切である。また、お互いを尊重し認め合う集団づくりに向けての指導をしていくことが重要。

(4) インターネットを介するいじめへの対応

- ①学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールやモラルについての指導をする。
- ②一人一台配付された学習用タブレットPCにおいては、ID・パスワードを適切に設定し、不適切な使用がないか管理する。
- ③青少年指導センターと連携し、ネットパトロールの協力を得る。
- ④名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。
- ⑤情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。
- ⑥フィルタリング等、保護者への啓発活動を行う。
- ⑦研修により、職員の知識や指導技術の向上を図る。

5 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準 (第 28 条)

ア いじめにより、生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 自殺を企図した場合
- 心身に重大な障害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、生徒が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(相当の期間とは、年間30日を目安にする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、目安にかかわらず、迅速に調査する)

なお、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときはその時点では「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と思われる状況であったとしても、調査をしないまま、重大事態ではないと断言できない。

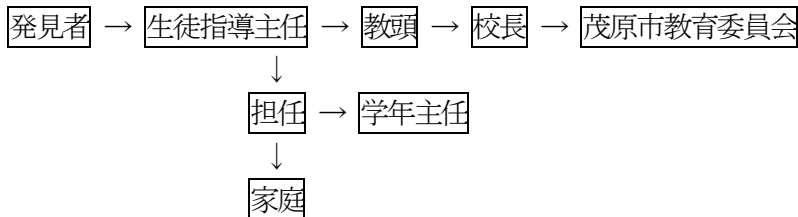
(2) 重大事態の報告 (第 30 条)

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

ア 連絡体制



イ いじめ対策組織の招集 (第 28 条)

- ・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

ウ 事実関係を明確にするための調査 (第 28 条)

- ・重大事態の調査は、学校の設置者が主体となっていく場合と学校が主体となっていく場合がある。学校が主体となっていく場合、学校いじめ対策組織を母体とし、そこに第三者等を加えるなどして、公平性・中立性を図る。調査にあたっては、いじめを受けた生徒及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

(ア) いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

- 当該生徒及び関係職員、関係生徒から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- 当該生徒の学校復帰が阻害されることの無いように、当該生徒や情報を提供してくれた生徒の安全を最優先にする。

(イ) いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聴く。
- 関係職員、関係生徒から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

(ウ) 調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた生徒及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については、茂原市教育委員会に結果の報告を行う。

エ いじめた生徒への指導

- ・いじめた生徒への指導については、「4（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- ・報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた生徒の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
- ・いじめられた生徒との人間関係の再構築、周りの生徒との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた生徒の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

オ いじめられた生徒への指導

- ・いじめられた生徒への指導については、「4（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・いじめられた生徒の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該生徒の支援体制をとる。
- ・まわりの生徒による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該生徒が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

令和6年5月 見直し

年間指導計画

月	学校行事	学校いじめ対策	その他・備考
4月	始業式 入学式 PTA総会	第1回学校いじめ対策全体会議 (学校いじめ防止基本方針・組織の決定) 学校ホームページへの掲載 相談窓口の周知 春休み明けの生活状況調査	教科・領域等年間計画 作成 学級生活のルール作り
5月	生徒総会 運動会	いじめ対策委員会(生徒指導部会)	学校のルール検討・報告
6月	修学旅行・校外学習 中間テスト 教育相談	いじめ対策委員会(生徒指導部会) 第1回いじめ実態調査・教育相談	
7月	部活動壮行会 三者面談	いじめ対策委員会(生徒指導部会) 教育相談(三者面談)	全校集会
8月		第2回学校いじめ対策全体会議 (学校いじめ防止基本方針の見直し)	
9月	期末テスト 訪問	いじめ対策委員会(生徒指導部会) 夏休み明けの生活状況調査	ミニ集会
10月	終業式・始業式 生徒会役員選挙 学校評価(中間) 紅葉祭 教育相談	いじめ対策委員会(生徒指導部会)	全校集会
11月	HONNOH フェス 中間テスト	いじめ対策委員会(生徒指導部会) 第2回いじめ実態調査・教育相談 いじめ防止キャンペーン	
12月	三者面談	いじめ対策委員会(生徒指導部会) 教育相談(三者面談)	全校集会
1月	入学説明会 教育相談	いじめ対策委員会(生徒指導部会) 冬休み明けの生活状況調査 第3回いじめ実態調査・教育相談	全校集会
2月	期末テスト 学校評価	いじめ対策委員会(生徒指導部会)	
3月	3年生を送る会 卒業式 修了式	いじめ対策委員会(生徒指導部会) 第3回学校いじめ対策全体会議	全校集会